

和歌山県における社会的養護の現状

近年、全国的に児童虐待の通報件数は増加しており、虐待事件として痛みいニュースを聞くことも少なくありません。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあって家庭内での虐待の被害が見えづらくなるなか、社会的養護の関与機関の役割が重要視されています。

児童虐待の現状

児童相談所の虐待相談対応件数
令和2年度 1,726件

○両親の共働き、ストレス社会等から家庭での養育機能低下が危ぶまれ、児童虐待の増加に繋がっています。
○「しつけ」のための体罰は令和2年度児童虐待の防止等に関する法律改正により禁止となりました。

本誌では「和歌山県社会的養育推進計画」（令和2年3月に和歌山県策定、以下「県推進計画」）の各項目の中から左記の3つに注目して、関係者への取材を行いました。現在の社会的養護が何を課題とし、どのような取組を重点的に実施しているかレポートします。

- (1) 里親支援の充実
 - 里親等委託の推進
- (2) 施設の地域分散化・高機能化
 - 小規模ケアの充実
 - 施設退所後の支援強化
- (3) 児童相談所機能の強化
 - 職員専門性強化
 - 施設の運用整備

「県推進計画」について

「県推進計画」は全ての児童が自らの人権を大切にすることを知らずとも、一人一人の児童の人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育む養育環境づくりを目指すことを趣旨に策定されました。

里親の委託をより一層進め、施設での養育の場合では小規模化・地域分散化を行い、できるだけ家庭的な環境で養育を進めることを目指しています。

計画期間

令和2年度～11年度

※社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。

県内の施設としては児童養護施設（8か所）をはじめとし、児童や家庭の特性に合わせた専門施設が設置されています。

(1) 里親支援の充実

県推進計画 より

【背景】

児童の命が守られ、安心して生活できる環境を確保するため、できる限り良好な家庭的環境において養育されることが求められます。

永続的に安定した養育環境を補償する「養育緑組」や里親等への委託を一層進めることが必要です。

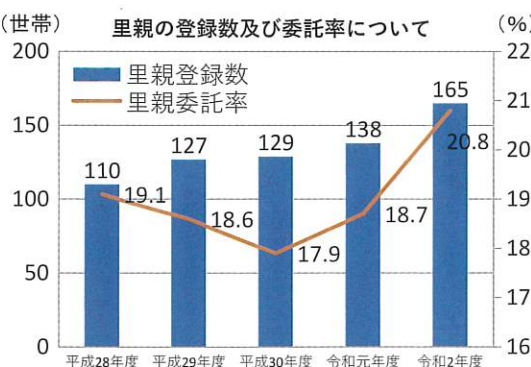
【計画のポイント】

- 児童や親権者を含めた県民への里親制度の普及啓発や人材発掘
- 里親希望者への研修、支援機関同士の連携充実
- 里親「委託率」の向上
- 特別養子縁組の普及及び支援者の専門性向上

県内の里親支援について

県内の里親支援について里親支援センター「なでしこ」森下センター長にお話を伺いました。

■里親委託率の向上について
委託率は県推進計画では県平均並みの40%台を目指すとしていますが、県内の現状としては低調（約21%）です。



里親との調整は受入側の充分な専門化と、子どもの個性・生活に関するアセスメントが欠かせません。委託後に不調となり里親のたらいまわし等には決してならないように、数字だけを追わず、丁寧なマッチングに努めたいです。

■里親等の専門化に尽力
現在県内では約150家庭の里親が登録されていますが、実際に子どもを委託する里親は3割程度にとどまります。それだけマッチングに慎重にならなければならないことも事実ですが、母数としての里親登録数を増やし、普及啓発、研修、情報交換等を通じて様々なケースに対応できる受け皿の充実を図ります。

特別養子縁組の推進

児童相談所が関与する特別養子縁組の成立件数を増やすことも課題です。民間のあつせん機関とも連携し保護者や養親希望者等の理解を深めるとともに、まずは県民の方に制度を知ってもらうことからすそ野を広げたいです。



お問合せ先
里親支援センターなでしこ
TEL: 073-669-1004

(3) 児童相談所機能の強化

県推進計画 より

【背景】

「児童相談所」は県内に2か所設置されています。0歳から18歳未満の児童に関するあらゆる課題・問題について家庭などから相談を受け、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供しています。相談と指導には、児童福祉司や児童心理司などの専門的職員があたります。

また、必要に応じて、児童を一時保護し、児童養護施設や里親、乳児院、児童自立支援施設等への入所等の措置なども行います。

【計画のポイント】

- 一時保護所での児童の意見表明の仕組みづくり及び、権利擁護体制の強化
- 一時保護所での在日数短縮や、職員の専門性の向上など
- 市町村その他の関係機関と連携を図り、家庭支援体制の強化をすすめる。

現状の認識と今後の取組

年々増加する児童虐待等に適切に対応するため、児童相談所の専門職を計画的に増員するとともに、勤務年数や職種に応じた体系的な研修を実施し職員の資質向上に努めるなど、児童相談所の体制強化に取り組んでいます。

一時保護所については、居室の個室化等により児童の特性等に配慮した環境を確保するため、建て替え工事を行っているところです。また、弁護士等の第三者が児童の意見聴取を行うなどの取組も進めています。



お問合せ先
児童相談所
TEL: 073-441-2490

和歌山信愛大学・桑原教授から近年の社会的養育関連事項等に関する状況につきコメントをいただきました。



桑原 義登 氏
和歌山信愛大学教育学部教授
わかやま子ども学総合センター長
臨床心理士

- すべての児童は、十分に整備された「家庭的な環境」で養育される必要があります。児童相談所による児童虐待相談対応件数の急激な増加は、家庭における様々な複合的な課題が起因しているものと考えられます。
- そのような中、社会的養護の諸課題は次に整理されるポイントを中心に強化していく必要があると考えます。
- ①登録里親数の拡大・啓発や体験的な事業の必要性、里親への養育支援強化
 - ②施設の専門的機能の強化（研修、処遇改善、退所児童のアフターケア充実）
 - ③児童相談所の専門的機能の強化
 - ④市町村の子育て専門機能の強化
 - ⑤児童相談所の社会的養護と市町村の子育て支援との連携の強化
 - ⑥子どもの権利擁護の受け皿づくり
- また、家庭養育の代替としての社会的養護の強化とともに、家庭で虐待まで至らないが気がかりな世帯、子育てに悩む家庭などに対する予防的なケアも大変重要です。家庭の当事者に市町村の子育て支援連携情報が行き届くことであらゆる社会資源の活用が進み、また、すべての地域住民が子育てや児童の健全育成に理解を持つような社会こそが、いま求められる地域共生社会のひとつの姿であると考えます。

お問合せ先
総務企画部総務経営班（県社協内）
TEL: 073-435-5222



▲11月に完成。小さな家それぞれで生活が始まっています。

お問合せ先
社会福祉法人
和歌山社会事業協会 旭学園
TEL: 073-479-0080